

○北海道職員等の育児休業等に関する規則（平成11年12月17日人事委員会規則17—0）

北海道職員等の育児休業に関する規則をここに公布する。

北海道職員等の育児休業等に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号。以下「条例」という。）に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

（条例第2条第4号ア(イ)の人事委員会規則で定める非常勤職員）

第2条 条例第2条第4号ア(イ)の人事委員会規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員とする。

（条例第2条の3第3号及び第2条の4の人事委員会規則で定める特別の事情）

第3条 条例第2条の3第3号及び第2条の4の人事委員会規則で定める特別の事情は、条例第3条第1号から第4号までに掲げる事情とする。

（条例第2条の3第3号ウの人事委員会規則で定める場合）

第4条 条例第2条の3第3号ウの人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とし、同号ウに掲げる場合に該当するかの判断は、育児休業の承認の請求があった時点において判明している事情に基づき行うものとする。

（1） 条例第2条の3第3号ウに規定する当該子について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等による保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合

（2） 常態として条例第2条の3第3号ウに規定する当該子を養育している当該子の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない者に限る。）を含む。ウにおいて同じ。）である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合

ア 死亡した場合

イ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的障害により当該子を養育することが困難な状態になった場合

ウ 常態として当該子を養育している当該子の親である配偶者が当該子と同居しないこととなった場合

エ 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である場合又は産後8週間を経過しない場合

(3) 前条に規定する事情に該当した場合

（条例第2条の4第3号の人事委員会規則で定める場合）

第5条 前条の規定は、条例第2条の4第3号の人事委員会規則で定める場合について準用する。この場合において、前条中「1歳到達日」とあるのは「1歳6か月到達日」と読み替えるものとする。

（勤務した期間に相当する期間）

第6条 条例第7条第1項の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

(1) 休暇の期間その他勤務しないことにつき任命権者の承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間

ア 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定により育児休業（公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例（平成13年北海道条例第54号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第3条第1号に規定する派遣職員（以下「公益的法人等派遣職員」という。）にあっては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児介護休業法」という。）第2条第1号に規定する育児休業）をしていた期間

イ 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をしていた期間

ウ 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしていた期間

エ 法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をしていた期間

オ 法第29条第1項の規定による停職の期間

カ 法第28条第2項第1号の規定による休職の期間（給与の支給を受けない期間に限る。）及び同項第2号又は北海道職員等の分限に関する条例（昭和27年北海道条例第60号）第1条の2の規定による休職の期間（人事委員会の定める法人において、その職員の職務に密接な関連があると認められる学術研究その他の業務に従事することによる休職の期間のうち人事委員会の定める期間を除く。）

(2) 公益的法人等派遣条例第12条第1号に規定する退職派遣者（以下「退職派遣者」という。）又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「民間資金法」という。）第79条第1項に規定する地方派遣職員（以下「地方派遣職員」という。）であった期間（育児介護休業法第2条第1号に規定する育児休業の期間を除く。）

2 条例第7条第2項の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

(1) 公務上の負傷又は疾病により勤務しなかった期間

(2) 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷又は疾病により勤務しなかった期間

- (3) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条例（昭和63年北海道条例第1号）第2条第1項の規定により派遣された職員（以下「外国派遣職員」という。）の派遣先の業務上の負傷又は疾病により勤務しなかった期間
 - (4) 外国派遣職員の通勤による負傷又は疾病により勤務しなかった期間
 - (5) 公益的法人等派遣職員の公益的法人等派遣条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体（以下「派遣先団体」という。）の業務上の負傷又は疾病により勤務しなかった期間
 - (6) 公益的法人等派遣職員の労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷又は疾病により勤務しなかった期間
 - (7) 公益的法人等派遣職員であった期間のうち派遣先団体に勤務した期間（休暇の期間その他勤務しないことにつき承認を受けた期間を含む。）
 - (8) 退職派遣者の公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則（北海道人事委員会規則16—1）第5条に規定する特定法人（以下「特定法人」という。）の業務上の負傷又は疾病により勤務しなかった期間
 - (9) 退職派遣者の労働者災害補償保険法第7条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷又は疾病により勤務しなかった期間
 - (10) 退職派遣者であった期間のうち特定法人に勤務した期間（休暇の期間その他勤務しないことにつき承認を受けた期間を含む。）
 - (11) 地方派遣職員の民間資金法第9条第4号に規定する公共施設等運営権者（以下「公共施設等運営権者」という。）の業務上の負傷又は疾病により勤務しなかった期間
 - (12) 地方派遣職員の労働者災害補償保険法第7条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷又は疾病により勤務しなかった期間
 - (13) 地方派遣職員であった期間のうち公共施設等運営権者に勤務した期間（休暇の期間その他勤務しないことにつき承認を受けた期間を含む。）
（育児休業をした職員の職務復帰後における号俸の調整）
- 第7条 条例第8条第1項の人事委員会規則で定める日は、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（北海道人事委員会規則7—405。以下「初任給等規則」という。）第32条第1項に規定する昇給日とする。
（育児短時間勤務ができる勤務の形態）
- 第8条 条例第12条の人事委員会規則で定める日数は、12日とする。
2 条例第12条の人事委員会規則で定める時間は、16時間とする。
（条例第24条第2号の人事委員会規則で定める非常勤職員）
- 第9条 条例第24条第2号の人事委員会規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員であって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものとする。

附 則

この規則は、平成12年1月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日人事委員会規則17—1）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日人事委員会規則17—2）

この規則は、平成14年3月31日から施行する。ただし、第2条第1項の改正規定（第1号エの部分に限る。）は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年12月27日人事委員会規則17—3）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日人事委員会規則17—4）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月31日人事委員会規則7—1102）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月21日人事委員会規則17—5）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（育児休業をした職員の職務復帰後における号俸の調整に関する経過措置）

2 第1条の規定による改正後の北海道職員等の育児休業に関する規則第4条の規定は、育児休業をした職員が平成19年8月1日以後に職務に復帰した場合における号俸の調整について適用し、育児休業をした職員が同日前に職務に復帰した場合における号俸の調整については、なお従前の例による。

附 則（平成20年2月8日人事委員会規則17—6）

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（規則の分類の一部改正）

2 規則の分類（北海道人事委員会規則1—0）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成20年3月31日人事委員会規則17—7）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年11月28日人事委員会規則2—47抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日人事委員会規則7—1212）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月29日人事委員会規則17—8）

この規則は、平成22年6月30日から施行する。

附 則（平成23年3月31日人事委員会規則17—9）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日人事委員会規則7—1281抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年7月15日人事委員会規則7—1284）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年4月24日人事委員会規則17—10）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年12月27日人事委員会規則17—11）
この規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日人事委員会規則17—12）
この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年10月17日人事委員会規則17—13）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年11月17日人事委員会規則17—14）
この規則は、令和2年11月30日から施行する。

附 則（令和3年2月26日人事委員会規則17—15）
この規則は、令和3年3月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日人事委員会規則17—16）
この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日人事委員会規則17—17）
この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年10月18日人事委員会規則17—18）
この規則は、公布の日から施行する。